1　品種登録の番号　第21740号
2　品種登録の年月日　平成24年3月23日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TTM019
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　タキイ種苗株式会社　京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地
7　出願公表の年月日　平成21年5月28日

1　品種登録の番号　第21741号
2　品種登録の年月日　平成24年3月23日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TTM020
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　タキイ種苗株式会社　京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地
7　出願公表の年月日　平成21年5月28日

1　品種登録の番号　第21742号
2　品種登録の年月日　平成24年3月23日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Trifolium repens L.
4　登録品種の名称　天使（てんし）のドレス　フォーエバー
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社見元園芸　高知県高知市春野町弘岡上2785
7　出願公表の年月日　平成22年10月28日

1　品種登録の番号　第21743号
2　品種登録の年月日　平成24年3月23日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Trifolium repens L.
4　登録品種の名称　天使（てんし）のドレス　ジュエル
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社見元園芸　高知県高知市春野町弘岡上2785
7　出願公表の年月日　平成22年10月28日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百一十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間
中国横断自動車道尾道松江線	雲南市木次町下熊谷五九六番四から同市木次町下熊谷八〇九番一まで	供用開始の期日	平成二十四年三月二十四日十六時

○国土交通省告示第三百一十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間
東北横断自動車道酒田線	鶴岡市山田字小京田二一三番地二から同市馬町字白川四五番地二まで	供用開始の期日	平成二十四年三月二十四日十七時

○国土交通省告示第三百一十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間
中央自動車道富士吉田線	八王子市宇津木町二一八番五から同市尾崎町一〇八番一まで	供用開始の期日	平成二十四年三月二十五日十五時

○国土交通省告示第三百一十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間
中央自動車道富士吉田線	八王子市裏高尾町七五四番一から同市裏高尾町一〇七一番二まで	供用開始の期日	平成二十四年三月二十五日十五時

○国土交通省告示第三百一十五号

平成十年運輸省告示第三百六十二号（造船業基盤整備事業協会法第三十三条第一項の運輸大臣が告示で定める日を定めた件）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月二十三日　国土交通大臣　前田　武志

○東北地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市中清水字玉作二二〇番から同市下清水字田中二九七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日

○東北地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	鶴岡市宝田二丁目三番三七から同市本田字割田一一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日

○東北地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男